日本の環境対策技術の国際展開に係る戦略(案)

1. 戦略の目指すところ

アジア諸国で深刻化している環境問題に対処し、持続可能な経済発展を実現するため、日本の環境汚染対策技術(汚染物質排出抑制・除去技術)、モニタリング技術等について環境管理に係る制度・手法の導入推進や人材育成にも取り組むことによってアジア諸国における普及・展開を図り、アジアにおける環境立国・日本としてのリーダーシップの発揮、プレゼンスの向上を図り、日本の環境技術の優位性の確保、環境ビジネスの活性化ひいては日本経済の発展、雇用の創出に資する。

2. 日本モデルと対象国の状況

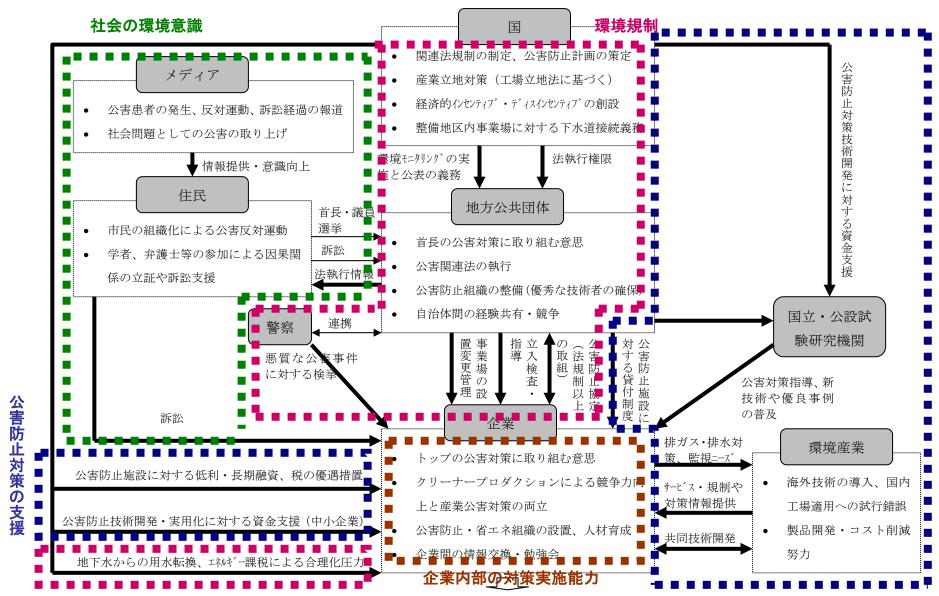
2. 1 日本の産業公害対策経験

日本の産業公害対策を実施主体別に整理し、環境規制、社会の環境意識、企業内部の公害防止対策実施能力、公害防止対策の支援という観点からグルーピングすると、図 1 のようになる。一方、これらを技術、制度、人材という軸でみると、表 1 のように整理される。

日本の産業公害対策の中で、特に開発途上国に有用な対策ツールとして、以下が整理されている¹。

- 地方自治体の能力開発(法執行に必要な人・資材・予算の確保、汚染源の把握とモニタリング実施能力の形成)
- 規制(汚染施設の届出制、規制の明確化、専門家による改善指導)
- ユーティリティ・廃棄物管理市場の形成(エネルギーや水への補助金廃止)
- 企業への情報普及を通じた企業意識の変革(中小企業への情報普及のメカニズム構築、生産・品質管理の実践指導による経営者の意識改革)
- 商業金融機関を通じたファイナンスと信用保証制度(商業銀行を通した貸付、信用 保証制度の整備)
- 情報公開によるプレッシャー(公害防止協定の締結による情報公開、違反排出業者の公表、大規模汚染源への常時監視モニタリング義務付け、データの行政機関への送信)
- 企業内の産業公害防止体制及び技術者の育成(公害防止管理組織設置の義務付け、 環境マネジメントシステム構築の促進制度、クリーナープロダクション(CP)や品 質管理(QC)活動など現場での改善活動の普及、公害防止管理者資格制度とトレー ニング)
- 工業団体の計画的整備と工場立地(汚染排出源の工業団地への誘導、公共関与による向上団地への公害防止施設設置)

¹ 独立行政法人国際協力機構(株式会社エックス都市研究所委託) (2004) 日本の産業公害対策経験 - 開発途上国と価格、市場、クリーナープロダウションの観点から-.



産業公害対策の実施(条件:市場拡大による公害防止を含む投資が可能)

公害防止対策の支援

図 1 日本の産業公害対策における関係主体別の取組

表 1 日本における産業公害対策に関する規制、人材、技術のパッケージ

人材育成・組織整備	法規制・制度の整備	技術開発・普及	前提条件
地方公共団体 地方公共団体における公害 防止組織の整備	環境基準の設定	国 公害対策技術開発・実用化に 対する資金支援(特に中小企	地方公共団体に権限が移譲されている
自治体間の経験共有・競争	排水基準の設定・総量規制の 実施	(業) (公害防止施設に対する低)	地方公共団体の長や議員が 住民選挙で選出されている
警察	公害関連法の執行権限の地 方公共団体への移譲	利・長期融資、税の優遇 SOx 汚染負荷賦課金	地方公共団体に優秀な技術者が集まる
悪質な公害事件に対する検挙体制の整備	事業場の届出制度の確立 公害対策防止設備を備えた	地下水からの用水転換、エネ ルギー課税による合理化圧 力(非意図的)	公害被害者による訴訟が可 能な司法制度が確立してい る
企業 工場における公害防止・省エ	工業団地への移転促進 下水道整備と工場排水の下 水道接続の義務付け	国立・公設試験研究機関	国民の教育レベルが高い(識字率が高い)
公害防止管理者の資格取得 のための通信教育、研修	地方公共団体	新技術や優良事例の普及環境産業	報道の自由が保障されている
資格手当の支給	地方公共団体と工場との公害防止協定	海外技術の導入、国内工場適用への試行錯誤	
住民 公害問題報道による人々の 現状認識、意識啓発(地方公 共団体の長、企業の長を含 す ₂)	排水・排出基準の上乗せ	企業間の情報交換・勉強会	

2. 2 対象国における産業公害対策の取組状況と課題

対象国における対象分野(中国: NOx 削減、インドネシア・ベトナム:産業排水対策)での技術・制度・人材に関する取組状況と課題を、環境規制、社会の環境意識、企業内部の環境対策実施能力、環境対策実施支援、の分野に分けて一般的な状況を整理すると以下のとおりである。

分野	対象国における産業公害対策の実施に関する一般的状況	
環境規制	地方自治体(法執行機関)による排出源のモニタリング、立入検査が十分に行	
	われていない(人員・予算の不足)	
	• 環境規制の不遵守に対する罰金、課徴金制度が欠如、あるいは存在していても	
	有効に機能していない	
	• 自治体間の経験が共有されていない	
社会の環境	• メディアによる社会問題としての公害報道が少ない	
意識	• 環境法執行に関する住民への情報提供が限られている	
	• 環境被害に対する賠償請求する訴訟制度がない、あるいは被害を立証するデー	
	タや情報が十分に整備されていない	
企業内部の	• 公害防止管理組織の整備が進んでいない、資格者も十分に育っていない	
環境対策実	• 生産効率が低く、環境投資ができない	
施能力	• 企業間の情報区間や勉強会は一部で実施されているが、それほど活発ではない	
環境対策実	• 対策実施に関する助言・指導が限られている	
施支援	• 公害防止対策の実施に対する資金支援制度が整備されていない	
	• 環境産業が十分に育っていない (適切な技術・サービスを提供できない)	

各対象国における留意事項としては以下が挙げられる。

対象国	産業公害対策の実施に関する特記事項					
中国	• 第12次5カ年計画でNOx総量規制の導入を予定している					
	• 企業環境監督員制度(中国版公害防止管理者制度)の導入が試行されている					
	• 市民の組織化による公害反対運動が起きにくい					
インドネシア	• 地方分権化により、州から県・市レベルの自治体に環境法の施行権限が移譲					
	されたが、州のノウハウ、経験が県・市に移転されていない(環境計測機器					
	の整備も含む)					
	• 西ジャワ州で公害防止管理者制度(水分野)が導入され、全国普及の取組が					
	始まったところである					
	クリーナープロダクションの導入に対する関心が高い					
ベトナム	• 環境汚染の著しい法人に対して対策実施を求める計画が作成されており、そ					
	の中でも排水処理が求められている法人数が多い					
	環境産業育成計画を 2010-2011 年に作成する予定である					
	• 環境 NGO は存在しないが、婦人部等の取組がある					

3. アジア諸国における環境対策技術等の国際展開に関する日本の取組

3.1 過去の教訓

(1) 環境技術全般

過去の我が国の環境技術展開プロジェクト

- モデル事業としては一定の成果を上げるが、普及に課題がある
- 日本の技術と品質は世界的にトップクラスであるが、アピールが弱い

環境政策 と連携し ていない

維持管理・精度 管理システム の構築不足 相手国側が 予算を確保 しない コスト が高い 良いものを購入し た方が結果的に得 という意識の不足

国を挙げ ての PR 不足



対象国の環境政策課題とリンクした環境技術の開発・導入のスケジュールの明確化

- 装置生産・運転・メンテナンスのローカル化によるコスト削減
- 日本製品の長所を訴求できる対象国での技術認証制度の構築
- 対象国における人材確保、機材整備・保守管理のための予算確保
- 技術協力における維持管理・制度管理システムの構築の重視
- 国を挙げての日本の環境技術普及の取組

(2) 環境技術別

環境対策技術

トータルサービスを提供する国際的環境ビジネス企業との競争に直面

従来は装置の売り切り型が主流

\prod

<今後の課題>

コンサルティング(技術・経営・ 資金)、ハード設置、維持管理ま でのトータルなサービスの提供

環境計測技術

対象国で求められる条件(国際的な認証 製品)を満たすことができない

国際的に通用する日本の認証制度が無い



<今後の課題>

環境計測機器に関する国際的に通用する日本の認証制度の構築

なお、対象国個別の事情としては、以下が挙げられる。

• 中国:環境モニタリング機器の輸入販売には、中国計量法の認証取得を義務付けて おり、また、省レベルで基準の詳細が異なるため、手続きが複雑である。

(3)環境協力の実施体制

国際環境協力に係る関係省庁間の連携

限られた範囲での連携・協力 継続的な意見交換等の未実施

国際環境協力に携わる多様な主体との連携

多様な主体が一堂に会して情報や意見を交 換する場は未設置





<今後の課題>

- パッケージ展開のための既存スキームの有機的な活用
- 各主体の有する経験、知識、予算を有効に活用するための連携のしくみの導入

3. 2 環境対策技術等の輸出

日本の環境装置産業に対するアンケート結果に基づく、日本の環境技術の輸出が伸びない理由 と考えられる対応策を表 2 に整理した。日本の環境対策技術等の国際展開戦略の検討にあたって は、これらの対応策2を組み込んでいくことが、日本の環境技術輸出の促進に効果的であると考え られる。

表 2 日本の環境技術輸出の阻害要因と考えられる対応策

	輸出の伸びない理由	考えられる対応策
		(相手国において実施が必要な対応策も含む)
相	• 市場規模が小さい	規制執行力の強化
手国		● 製造業の環境対策実施能力の向上
国側の	• 知財保護が十分でない	知財保護制度の整備
事情		● 企業トップへの意識啓発
1頁	• 現地に信頼できる提携先がない	• 環境技術ニーズ情報交換会のような場を通じて
		の提携先の発掘
		● 日本への留学生の雇用、現地支社等への派遣*
	• 資金回収リスクが高い	● 商習慣を見据えた契約の締結*
	• 投資資金が不足している	• 環境対策技術導入への資金支援制度の創設、利
		用促進
		• 環境保護活動のインセンティブ及びサポート制
		度に関する政令に基づく技術導入支援制度の活用
		促進
		• 生産性向上による企業の環境対策資金の創出
		• 処理水の有効活用、発生汚泥の有効利用など生
		産コストの削減・副収入の可能性を念頭に置いた
		システムの構築

^{2*}印の付いた、個別企業で対応すべきものを除く。

6

	輸出の伸びない理由	考えられる対応策
		(相手国において実施が必要な対応策も含む)
	• 日本企業が海外展開するための	• 環境対策装置・設備の保守管理を行う人材の育
	対象国での人材の不足(特に設備	成(環境産業の育成)
	性能や保守管理を行う現地人材の	
	不足)	
我	• 海外展開するための国内の人	• 海外展開のノウハウに関する情報の提供(共有
が 財・ノウハウが不足		の場の設定)
\mathcal{O}		• 環境の現状・環境関連法令に関する情報の提供
事情		● 日本への留学生の雇用、現地支社等への派遣*
	• 相手国の経済レベルに対して製	• 現地の状況に適合した適切な価格・性能の技術
	品の価格が高すぎる	開発の促進
		• 現地生産化(環境産業の育成)の促進
		• 除去能力、寿命、メンテナンスの容易さ、コベ
		ネフィットなど、価格だけではない長所を総合的
		に証明できるような技術認証システムの導入(現
		在ベトナムで実施されている環境技術の評価プロ
		グラムの制度概要・運用実態の把握も含む)
	• 現地の政府機関や企業とのネッ	• 環境技術ニーズ情報交換会のような場を通じて
	トワークがない	のネットワークの構築

対象国の特徴としては、以下がある。

- 中国では、知財保護が十分でないことが阻害要因として最も多く選ばれている。
- インドネシア、ベトナムでは、大気汚染防止分野は市場規模が小さいことが輸出の阻害 要因として最も多く選ばれているが、水質汚濁防止分野では、資金不足、知財保護が十 分でないことの方が多く指摘されている。

4. 日本の環境対策技術等の国際展開戦略

4. 1 戦略の基本方針

• アジア諸国における環境問題解決に向けては、環境汚染対策を実施する主体(汚染物質排出源である企業)に焦点をあて、この企業の取組を促進するため、企業に対する対策実施の圧力を高めることにより、企業内部の対策実施能力を高め、企業の対策実施の支援体制を整備させる(図2参照)というアプローチで臨む。

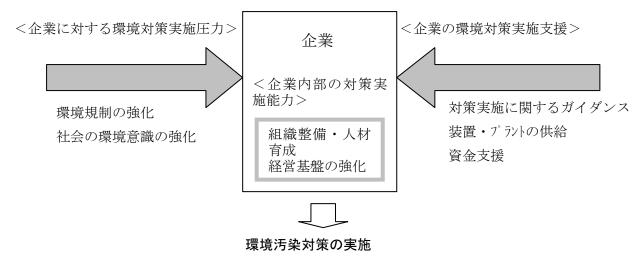


図 2 アジア諸国における環境問題解決に向けたアプローチのイメージ

- 具体的には次の 4 つの分野で、技術開発・普及、制度整備、人材育成・組織整備の要素を組み合わせた取組をパッケージとして実施する(図 3 参照)。
 - 環境規制の強化
 - ▶ 社会の環境意識の強化
 - ▶ 企業内部の環境対策実施能力の強化
 - ▶ 企業の環境対策実施支援の充実

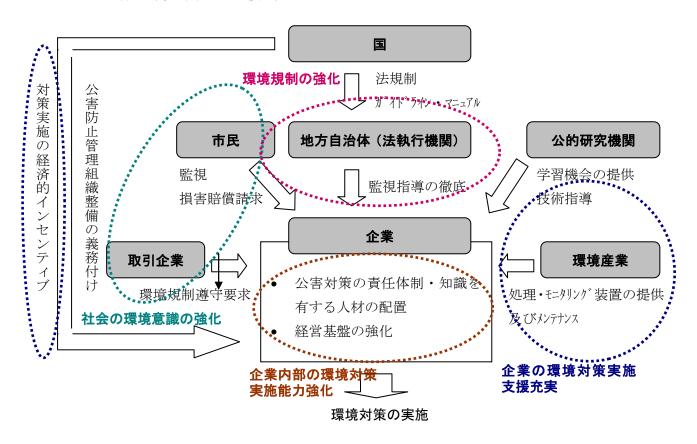


図 3 日本の環境対策技術の国際展開に係る4つの分野

- それぞれの分野の主な取組としては、日本の経験に照らした対象国の取組の現状と課題を踏まえて、以下を想定する。
 - ▶ 環境規制の強化:地方自治体(法執行機関)による排出源のモニタリング及び立入検査 の強化、環境規制の不遵守に対する違反企業名の公表、罰金・課徴金制度の創設や改善 など
 - ➤ 社会の環境意識の強化:環境法執行や環境被害に関する住民への情報提供、環境被害に対する賠償請求制度の整備、被害を立証するデータや情報の整備、取引企業からの環境基準遵守要求の促進(サプライチェーンのグリーン化)
 - ▶ 企業内部の環境対策実施能力強化:公害防止管理組織の整備、社内の人材育成、生産効率の改善による環境投資力の創出
 - ▶ 企業の環境対策実施支援の充実:公害防止対策への資金支援制度の導入及び強化、日本の環境産業の積極的参加による対象国の環境産業の育成(環境政策課題とリンクした環境技術の開発・導入のロードマップ作成、環境産業育成計画の作成、日本の環境産業による現地企業との戦略的連携、対象国における現地の人材育成等)
- 対象国における環境汚染対策の実施において日本の環境対策技術が実際に導入され、日本の環境技術の優位性の確保、環境ビジネスの活性化ひいては日本経済の発展、雇用の創出につなげるため、上記のアプローチで述べたように企業の環境汚染対策実施を促進し、環境ビジネスのマーケットを拡大させるとともに、日本の環境ビジネスが対象国の対象分野で事業展開しやすい環境整備を行う。具体的には、以下のような取組が考えられる。
 - ▶ マーケットの方向性・規模を明確化し、環境ビジネスを展開しやすくするため、対象国の対象分野における技術開発・導入のロードマップの作成を支援する。
 - ➤ 装置生産・運転・メンテナンスのコストを削減して日本の環境ビジネスの市場競争力を 高めるため、現地の技術者の育成、ローカル企業との戦略的提携のためのビジネスマッ チング機会の提供、現地の状況に適合した技術開発(そのパフォーマンスを証明するた めの技術認証制度、知財保護のしくみ構築を含む)などを支援する。技術開発にあたっ ては、必要に応じてモデルプラントの建設も行い、その施設を技術情報の発信、現地技 術者の育成等に活用する。
 - ▶ 技術・経営・資金面でのコンサルティング、施設設置から維持管理までのトータルなサービスを提供する世界的な環境ビジネス企業に対する競争力を高めるため、日本の環境ビジネスがトータルなサービスを提供できる体制構築を支援する。
 - ▶ 現地企業の支払い遅延等によって日本の環境産業が抱える可能性のある損害を回避する ための新たな仕組みを導入する(現地企業へのツーステップローンや現地の環境保護基 金の活用制度の改善等を通して)。
 - ▶ 日本の環境技術に対する理解を深め、日本の環境技術導入を側面から促進するため、日本の環境技術開発・導入の背景となる環境関連法や技術を支える人材育成の制度、環境技術の内容及びパフォーマンスに関する情報を発信する(国際的に通用する日本の環境計測機器認証制度の構築を含む)。

• 対象国においては、表 3 に示すように具体的な環境対策分野、対象国に適用できる日本の環境技術を絞り込んで、上記の 4 つの分野における取組のパッケージを実施する。特定の国、分野におけるパッケージ展開の経験を踏まえて、同国における他分野、他国における類似分野に取組を展開していく。中国とベトナムについての日本の環境技術の国際展開に関する基本方針を別添1及び2に示す。

表 3 対象国における対象分野と日本の環境技術

対象国対象分野			環境技術		
対象国	N 家分野		対策技術	モニタリング技術	
中国	<u>NOx 削減</u> (第 12 次	•	高効率 NOx バーナ	NOx 自動測定機器(データ	
	5 カ年計画で NOx	•	セメント焼成用高効率低	を送信できるソフトウェア	
	総量規制を導入予定		NOx バーナ	を含む)	
	であり、既存の協力	•	選択接触還元法の脱硝設備		
	が開始されている)	•	触媒再生技術		
ベトナム	産業排水対策(環境	•	排水処理施設の設計・調整・	コストを抑えた排水自	
	汚染改善計画で排水		維持管理技術	動モニタリング装置	
	処理対策が求められ	•	高濃度有機排水処理技術	• COD の簡易計測機器	
	ている企業の割合が	•	窒素除去技術		
	多く、既存の関連協	•	汚泥発生の少ない、コンパク		
	カプロジェクトが開		トな排水処理技術		
	始されている)	•	汚泥の減容化技術		

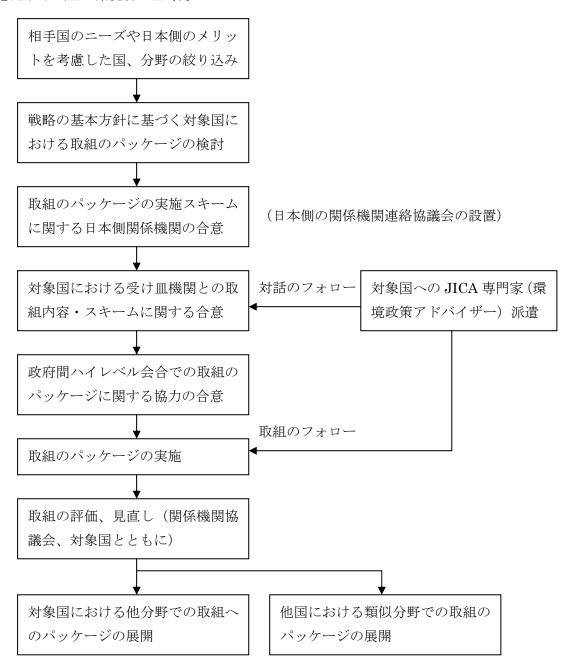
^{*}インドネシアについては、ベトナムと同様の対策技術+重金属対策、モニタリング技術を想定するが、特定するにはさらなる情報が必要。

- クリーンアジア・イニシアティブの一環として実施する環境技術等の国際展開であることに 鑑み、同イニシアティブに掲げられている施策と連携し、効果的な取組の展開、早期実施を 目指す。
- 戦略に基づく具体的な取組の実施にあたっては、既存のスキームを可能な限り活用する。また、既存のスキームの活用によって多様な国内の関係機関・団体との連絡調整が必要となるため、連絡協議会のような組織を設置し、戦略に基づく取組内容の詳細検討、予算の確保、実施主体の選定、進捗状況の報告、取組の評価等を行っていくことが望ましい。

4.2 取組の実施ステップ

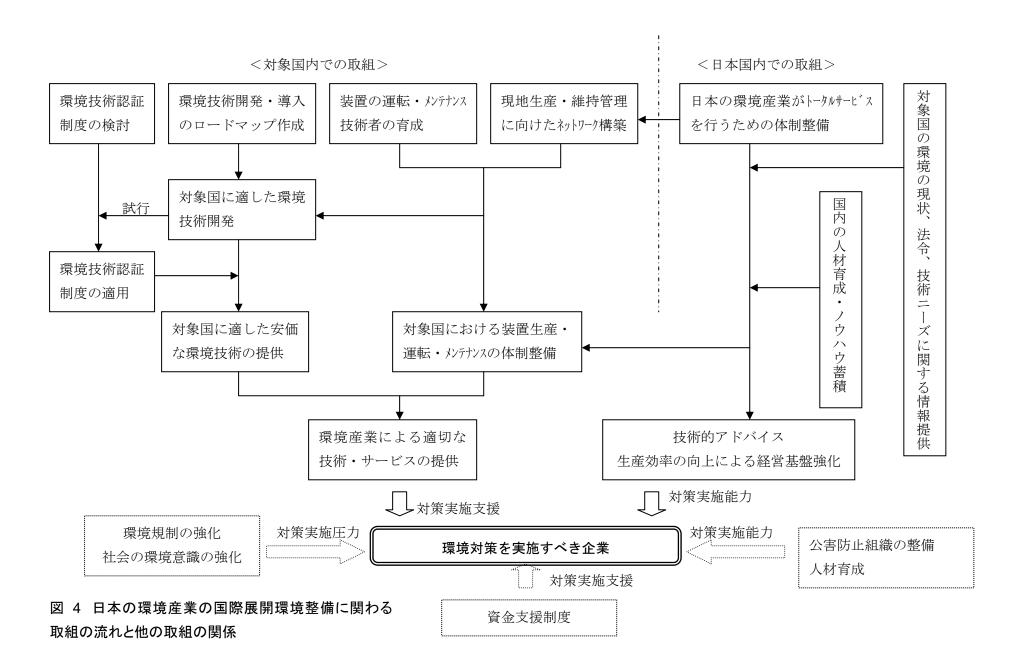
(1)全体的なステップ

戦略に基づく技術・制度・人材に関する取組のパッケージの実施ステップとして次のような流れを想定する(主に環境省が主導)。



(2) 日本の環境ビジネスの国際展開環境整備に関する取組のステップ

「4.2 戦略の基本方針」に示した日本の環境ビジネスが対象国の対象分野で事業展開しやすい環境整備については、「企業の対策実施能力強化」「企業の対策実施支援充実」の分野のパッケージに組み込み、次のような流れで実施することを想定する。



4.3 戦略の実施体制

4.2 で述べたように、対象国における対象分野の取組開始までの、対象国との対話は主に環境省が主導し、具体的な取組の実施にあたっては、関係機関によって構成される連絡協議会を設置して、調整を行いながら進める。

個別の取組の実施には、既存のスキームを可能な限り活用する。

分野	主な取組		適用可能性のあるスキーム
環境規制の	• 地方自治体(法執行機関)による排出	•	JICA 技術協力プロジェクト
強化	源のモニタリング、立入検査の強化	•	JICA 研修
	• 環境規制の不遵守に対する罰金、課徴	•	環境省事業(共同政策研究)
	金制度の創設、改善	•	JICA 技術協力専門家派遣
社会の環境	• 環境法執行、環境被害に関する住民へ	•	JICA 技術協力プロジェクト
意識の強化	の情報提供	•	地球環境基金による環境 NGO 等の
			活動支援
	• 環境被害に対する賠償請求制度、被害	•	国立環境研究所、大学の研究プロジ
	を立証するデータや情報の整備		エクト
	• 取引企業からの環境基準遵守要求(サ	•	クリーンアジア・イニシアティブ
	プライチェーンのグリーン化)		(CAI) の一環としての環境省事業
			(JETRO、地元商工会議所との連
			携)
企業内部の	公害防止管理組織の整備、社内の人材	•	JETRO 貿易投資円滑化支援事業に
環境対策実	育成		よる専門家派遣
施能力強化		•	JICA 技術協力プロジェクト
	• 生産効率の向上による環境投資力の創	•	
	出		
環境対策実	• 公害防止対策への資金支援制度の導	•	JICA 技術協力専門家派遣
施支援の充	入、強化	•	JICA 円借款
実			
	• 環境産業の育成(環境政策課題とリン	•	環境省事業 (共同政策研究)
	クした環境技術の開発・導入のロード		
	マップ作成、環境産業育成計画の作成)		
(日本の環	コンサルティング(技術・経営・資金)、	•	
境ビジネス	ハード設置、維持管理までのトータル		
の国際展開	なサービスの提供		
環境の整備)			
	装置生産・運転・メンテナンスのロー	•	環境省事業(ビジネスマッチング機
	カル化によるコスト削減(ビジネスマ		会の提供、環境技術の認証制度構築
	ッチング機会の提供、現地技術者育成、		支援、地方自治体による環境ビジネ

分野	主な取組	適用可能性のあるスキーム
74-1	現地適合技術の開発、環境技術の認証	ス促進事業と連携)
	光地迴口汉州少州光、垛境汉州少心叫	へ促進事業 C 建物/
	制度構築、モデルプラント建設)	• JETRO 貿易投資円滑化支援事業に
		よる専門家派遣(現地技術者育成)
		• NEDO 研究協力推進事業(技術開
		発)
		• NEDO 国際エネルギー消費効率化
		等モデル事業(モデルプラント建設)
	• 日本の環境関連法制度・人材育成・技	• 環境省事業(情報提供、認証・実証
	術に関する情報の発信(情報提供、公	制度構築支援)
	的な品質・性能保証制度、日本の環境	• GEC 技術データベース (技術関連情
	技術視察ツアー)	報の提供)
		• 観光庁ビジット・ジャパン・キャン
		ペーン事業等(視察ツアー)

別添1 日本の NOx 削減技術の中国展開に関する基本的な方針

- 主要な NOx 排出源である火力発電所、セメント、鉄鋼産業をターゲットとする。
- 低 NOx 燃焼技術については、中国での国産化が進んでいることから、高効率低 NOx バーナ、セメント焼成用高効率低 NOx バーナなど、中国国産技術よりも効率の高い技術に焦点を当てて展開する。現在中国で構築されつつある環境保護技術評価制度において、効率の高さを実証していく。
- SCR (選択接触還元法) については、触媒に関するコア技術をブラックボックス化して現地 生産を行う、あるいは日本国内での生産コストを削減して輸出する、生産コストが安く知財保 護制度の確立されている第三国で生産して輸出するなどコストの低減を図り、脱硝設備の導入 から、使用済触媒の再生手法までトータルでのサービスを行えることを強みとして、発電所、 セメントキルン、鉄鋼焼成炉をターゲットに普及していく。
- 触媒の再生事業について、脱硝触媒の性能評価・劣化要因の究明、脱硝触媒の再生試験などをとおして、中国の発電所あるいは工業ボイラで用いられた脱硝触媒の再生手法を研究し、再生事業化のフィージビリティを探っていく。
- NOx モニタリング技術については、CEMS (Continuous Emission Monitoring Systems;連続放出モニタリングシステム) 基準に適合するような、データを送信できるソフトウエアを組み込んだ排ガス自動計測器を製造し³、寿命の長さや故障の少なさ(によるトータルなコスト低下)を強みとして、普及を進めていく。
- 企業の NOx 削減対策実施・排ガス自動計測器導入を促進するため、資金支援制度を充実させるための政策支援を行うとともに、環境投資余力を生み出すための財務改善や CP (クリーナープロダクション) の導入による生産コスト削減への助言を行う。また、排汚費の引き上げや、基準未達成企業の名称公表などについての政策支援を行う。
- 戦略の効果を高めるため、全国レベルでの取組が困難なものについては、特定の省や市をパイロット地区として、集中的に活動を行う。

³ 現地のシステムエンジニアリング会社と連携して製造することを想定。

別添2 日本の産業排水対策技術のベトナム展開に関する基本方針

- 当面は、日系企業を中心とした外資系企業の排水処理分野をターゲットとして、ベトナム国内でのサービス提供体制を充実させていく。そのような中で、現地企業の中でも、首相決定 64 号で対策が求められている企業(主に食品加工、紙パルプ、繊維染色の分野)における排水対策に焦点を当てて、ビジネスを展開していく。
- 排水処理対策技術については、汚泥処理能力が限られているベトナムの現状を考慮して、汚泥発生量の少ないコンパクトな排水処理技術、汚泥処理技術、日系企業向けには、産業開発政策で優先産業とされている業種4、現地企業向けには、高濃度有機排水処理技術、窒素除去技術、に対するニーズを想定する。ベトナムにおける環境技術実証制度構築の支援を行い、日本の技術のパフォーマンスを明確にするとともに、技術のローカル化を進めてコストを削減する。
- 水質計測技術については、日本の計測機器の導入が有利となるよう、自動計測機器の技術基準の設定に関わり、現地での環境計測器のメンテナンス体制を構築するための支援を行う。また、国際的に通用する日本の認証制度の構築を進める。さらに、環境保護基金や円借款を活用して、DONRE(省天然資源環境部)における人材の確保、環境計測機器の導入・保守管理が進められるよう、環境モニタリングの予算措置を強化する。
- 企業の環境汚染対策実施(排水対策実施・排水自動計測器導入等)を促進するため、資金支援制度を充実させる政策支援を行うとともに、環境投資余力を生み出すための財務改善や CP (クリーナープロダクション)の導入による生産コスト削減への助言を行う。また、市場に存在する環境技術を企業が評価できるよう、環境技術認証システムを構築する。
- 環境産業の育成について 2015 年までの発展計画と 2025 年までのビジョンの作成を 2010-2011 年に実施することが予定されていることから、この中で環境技術の開発・導入のロードマップ作成に関する助言・指導を行うとともに、現地パートナーの能力強化に関する政策 助言・提案を行う。
- 環境規制の強化としては、排水課徴金の適正化や、立入検査の強化に対する政策・技術支援を行う。なお、モニタリングの立入検査の職員不足を補うため、工場スタッフ(今後創設される公害防止管理者)やコミュニティでも排水モニタリングができるよう、上記産業分野排水の主な汚濁物質である有機物質を簡易に測定できるような機器(簡易計測機器)の現地生産が予定されており、環境技術実証制度構築の一環として、簡易計測機器のパフォーマンス実証を支援する。
- 社会の環境意識の強化の面では、産業公害による被害を起訴できるような制度の構築、コミュニティの環境監視能力の強化のための情報提供、上述したモニタリングの実施などについての政策支援を行う。
- 戦略の効果を高めるため、全国レベルでの取組が困難なものについては、特定の省をパイロット省として、活動を集中させる。

16

⁴ 繊維・衣料、革靴、農産物及び海産物加工、鉄鋼、ボーキサイト採掘及びアルミニウム製造、化学工業(化学物質、石油化学、肥料、化粧品)、機械製造(自動車、造船、農業用機械、電子機器)、電子通信機器、情報技術、新技術(新エネルギー、再生可能エネルギー、ソフトウェア、デジタル技術)